

個人住民税特別徴収適正実施推進プラン

平成24年11月

地方税徴収強化対策連絡会議
(大分県内全市町村・大分県)

[目次]

はじめに	1
1 個人住民税特別徴収について	2
(1)特別徴収制度	2
(2)大分県内の現状	2
①給与所得者のうち特別徴収されている者の割合	2
②給与支払報告者のうち特別徴収義務者の割合	3
(3)特別徴収に移行することの収収効果予測	3
2 個人住民税特別徴収適正実施推進プランについて	4
(1)基本方針	4
(2)取組開始時期	4
(3)取組主体	4
(4)位置づけ	4
(5)具体的な取組	5
①制度の周知(啓発・広報)	5
②適正実施に向けた環境整備	7
③会議・研修の開催等	7
④その他	8
(6)スケジュール	10

はじめに

地方税法及び各市町村の条例において、所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(給与所得者)の個人住民税について特別徴収しなければならないこととされている。

大分県及び県内の市町村は、この特別徴収制度の適正実施に向け、これまでも啓発用リーフレットの共同作成、事業所の訪問による働きかけなど、周知・啓発等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、個人住民税の特別徴収制度については、特別徴収義務者となるべき事業主の理解が得られずに、給与所得者でありながら普通徴収の方法により納税している事例も多く見受けられるなど、所得税の源泉徴収制度と比較すると、まだ十分に浸透しているとはいえない状況である。

このような現状を踏まえて、大分県及び県内全18市町村は、平成24年7月に開催した地方税徴収強化対策連絡会議(※)において、個人住民税の特別徴収の全県的推進に向けたプランを策定することを決定した。以後、複数回に渡る(一部市町等による)ワーキンググループにおける素案の検討や、他県先進自治体の職員を講師とした研修会の開催等を経て、この度、11月1日に開催した同連絡会議において、個人住民税の特別徴収の適正実施を実現するための推進プランを以下のとおり策定したところである。

※地方税徴収強化対策連絡会議…大分県(税務課・市町村振興課・県税事務所)及び市町村(税務担当課)で構成する、地方税の徴収対策に係る協議や情報交換等を目的とした会議。平成21年度から開催している。

1 個人住民税特別徴収について

(1) 特別徴収制度

個人住民税の徴収方法としては、納税者が市町村から送付された納付書を使用して自ら納税する普通徴収と、納税者の勤め先の事業主が、納税者の毎月の給与から税額を徴収して納税する特別徴収の方法がある。

給与所得者の個人住民税については、地方税法第321条の3の規定により、市町村は法令に定める例外を除いて特別徴収の方法により徴収することとされている。また、地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与支払者である事業主が所得税の源泉徴収義務者である場合は、それらの者は個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定されることとなっている。

さらに、個人住民税の特別徴収は、従業員（給与所得者）にとって、

- ①従業員が自ら金融機関に出向き納税をする手間が省ける。
- ②給与から引かれるため、納め忘れがない。
- ③毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回あたりの負担が少なくなる(※)。

などの利点を備えている。

※普通徴収の場合は、原則として1年分の税額を4期で納税することとなっている。

[関係法令]

- ・法第321条の3…給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収
- ・法第321条の4…給与所得に係る特別徴収義務者の指定等
- ・法第321条の5…給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等
- ・各市町村税条例…(例：給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

(2) 大分県内の現状

①給与所得者のうち特別徴収されている者の割合

年 度	H 2 1 年 度	H 2 2 年 度	H 2 3 年 度
大分県(①)	6 4 . 5 %	6 6 . 8 %	6 8 . 2 %
全 国(②)	6 9 . 6 %	7 1 . 2 %	7 1 . 9 %
差(①-②)	△ 5 . 1	△ 4 . 4	△ 3 . 7

(「H23年度市町村課税状況等の調」(総務省)による)

大分県においては、給与所得者のうち特別徴収されている者の割合が、平成23年度で68.2%であり、全国平均の71.9%と比較して3.7ポイント低くなっている。過去3年間でみると、その差は縮小してはいるものの、全国平均を下回った状態で推移している。

また近年では、全国的傾向として、個人住民税の特別徴収の推進に力を入れる自治体が増えているため、全国平均値についても、今後年々上昇していくことが予想される。

②給与支払報告者のうち特別徴収義務者の割合

H23年度	給与支払報告者数(①)	特別徴収義務者数(②)	特別徴収割合(②/①)%
	※		
大分県	71,144	30,188	42.4

(「H23年度市町村課税状況等の調」及び市町村照会による)

※注 給与支払報告者数には特別徴収対象事業者以外も含む

市町村に報告があった平成23年度の給与支払報告者のうち、特別徴収義務者の割合は42.4%であり、個人住民税の特別徴収制度が十分に浸透しているとはいえない現状を裏付けている。

(3)特別徴収に移行することの税収効果予測

個人住民税の給与所得者に係る徴収率のうち、平成23年度分推計値県計(※1)で普通徴収分は94.0%であるが、特別徴収分は99.8%であり、5.8ポイント特別徴収分が上回っている(同様の傾向は全国的にも認められ、納税者にとっての利便性等、特別徴収の制度としての利点はその要因であると推測される)。

以上の結果を平成23年度の課税額にあてはめて、普通徴収に係る給与所得者が全て特別徴収に移行すると仮定した場合、県計で、個人市町村民税約4.7億円、個人県民税約3.1億円、個人住民税全体で約7.8億円の増収効果が期待できる(※2)。

※1 「H23年度市町村課税状況等の調」の課税区分の比率に基づいた推計値を使用しており、決算ベースでの確定徴収率とは必ずしも一致しない。また、退職所得分離課税分は含んでいない。

※2 この試算には、必ずしも全ての給与所得者が特別徴収の対象ではないことや対

象事業所の裾野が広がることが徴収率へ与える影響等は考慮していない。あくまでも仮定の数値であることに留意する必要がある。

以上のことから、特別徴収の適正な実施を図ることで、納税者の利便性の向上と滞納の未然防止が図られ、その結果として、個人住民税における、より確実に安定した税収の確保が期待できる。

そして、大分県及び県内全市町村が、特別徴収の適正実施に向けた取組を重要な課題と認識していること、及び、特別徴収制度は複数の市町村を跨ぐ広域的な課題であることから、大分県及び県内全市町村が相互に連携、協調しながら、歩調を合わせて推進していくことが重要であり、全県的取組を支える指針及び行程の指標が必要となる。

2 個人住民税特別徴収適正実施推進プランについて

(1) 基本方針

「大分県及び県内全18市町村は、個人住民税特別徴収の適正実施に向けて協働して取り組み、平成26年度に、全市町村において一斉に、特別徴収対象事業者の指定を適正に実施する。」

(2) 取組開始時期

平成24年11月

(3) 取組主体

大分県(以下：県)及び県内全18市町村(以下：市町村)で連携・協働して取り組む

[担当所属] { 県 …税務課、市町村振興課、各県税事務所
市町村…税務担当課(課税担当課・徴収担当課)

(4) 位置づけ

県及び市町村が特別徴収の適正実施に向けた取組を行うにあたって、各

行程における進捗管理の指標とするとともに、全県的取組としての視点から、各団体間での取組に係る情報の共有や、課題解決に向けての協議等を行う際のガイドラインとする。

(5) 具体的な取組

① 制度の周知(啓発・広報)

特別徴収の適正実施に向けた取組は、新たな法律改正等の制度変更に伴い実施するものではなく、既存の制度について、その適用を徹底していくものである。したがって、まずは特別徴収制度そのものが正しい形で十分に理解されていない現状の改善を図るべく、あらゆる媒体を通じて、効果的な制度の周知に努める。

また、基本方針に掲げる適正実施の実現のためには、「平成26年度」という目標年度が県民や事業者十分に浸透するよう、全県統一の広報強化月間の設定等も通じて、積極的かつ集中的な啓発を行う。

さらに、特別徴収制度の円滑な運用のためには、特別徴収義務者となる事業主の理解と協力が不可欠であるため、各種説明会や事業者への個別訪問を通じて周知・説明を行う。

以上の取組にあたっては、県と市町村が連携協働して実施する。

ア 各種メディア媒体を利用した啓発・広報

テレビや新聞等、県民が直接接する機会の多い媒体を通じた啓発・広報を行うことにより、制度の周知を図り、県民の間に適正実施推進に向けた気運を醸成する。

(例)

- ・ 県、市町村の広報誌
- ・ ラジオ CM
- ・ 新聞広告
- ・ テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ等、県及び市町村の広報番組
- ・ 県及び市町村のホームページ

イ 各種説明会等における啓発・広報

各事業所の給与担当者等が集まる年末調整説明会は、制度の周知はもとより、具体的な事務手続について説明できる貴重な機会である。また、

県等が開催する公共工事等の入札参加資格申請説明会も各事業所の事務担当者が一堂に集まるため、周知・啓発を図る有効な機会である。これらあらゆる機会を利用して、啓発用リーフレットの配布や会議席上での説明等、効果的な周知・啓発を実施する。

ウ 各種関係団体に対する協力依頼

税理士会や法人会等に対して、特別徴収の適正実施についての理解と協力を求め、会報への記事掲載や、会員への啓発用リーフレットの配布等を依頼するなど、積極的な働きかけを行う。

- ・南九州税理士会大分県連合会
- ・大分県法人会連合会
- ・大分県商工会議所連合会
- ・大分県商工会連合会
- ・大分県中小企業団体中央会
- ・上記各支部…等

エ 事業者への文書郵送による働きかけ

給与支払報告書総括表用紙の発送時を始め、県や市町村から各事業所への文書の送付時に啓発用リーフレットを同封するなど、様々な機会を利用して文書による周知を行う。

オ 特別徴収未実施事業者への個別訪問による働きかけ

特別徴収制度の説明と適正実施に向けた全県的取組が展開されていることを周知し、今後の特別徴収への移行が円滑に実現するよう働きかける。また、これまでは主に市町村単独による訪問が中心であったが、今後は、市町村と県税事務所とで連携することにより、効果的かつ効率的に実施する。

- ・市町村単独によるもの
- ・県(県税事務所)単独によるもの
- ・市町村・県(県税事務所)合同によるもの

カ 特別徴収未実施事業者に対する指定予告書の送付

特別徴収未実施事業者に対して、法令の規定に基づき、特別徴収義務

者として指定されることになる旨を、文書により事前に通知し、指定の段階での混乱が最小限になるよう、特別徴収への移行の周知を図る。

キ 納期の特例制度に関する周知

常時10人未満の従業員を雇用している事業所にあつては、申請をして市町村長の承認を受けた場合は、年12回の納期を年2回とすることができる制度(納期の特例)があることを周知し、無理の生じない円滑な移行に努める。

[関係法令]

- ・法第321条の5の2等…給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

②適正実施に向けた環境整備

特別徴収未実施事業者が特別徴収へ移行する際、若しくは、既に特別徴収を行っている事業者が従業員の異動届出等の手続をする際などに、定められた書式等がわからずに戸惑うことのないよう、各市町村のホームページ等で各種様式や手続の説明を情報提供するなど、事業者の事務負担の軽減に配慮するための環境整備を行う。

また、事業者の申告事務に係る利便性の向上が図られるよう、エルタックスによる電子申告の活用を全県的に推進する。

③会議・研修の開催等

ア 市町村等担当職員研修会の開催等

他県では、特別徴収の適正実施について、既に先行した取組を行っている自治体もある。県では、高知県安芸市や静岡県下田市等の取組について訪問調査を行い、地方税徴収強化対策連絡会議等で全市町村と情報共有しており、10月19日には、熊本県宇城市の職員を講師に迎えて開催した研修会により、取組全般のイメージを全団体で共有した。

今後も、必要に応じて、先進地の取組事例の発表や課税実務に関する研修会を開催する。

イ 県・市町村実務担当者会議の開催等

特別徴収の適正実施に向けた取組と、それに伴い増加する課税事務への対応が、市町村の課税担当職員の過大な負担にならないよう、先進自治体の事例研究や団体間相互の情報交換等を通じて、効率的な業務運営体制や具体的な事務の方法について検討を行い、導入、実践していく必要がある。そのため、県全体あるいは県税事務所の管轄地域ごとにおいて、適宜、担当者会議等を開催して協議を行う。

また、各団体とも取組の各行程において類似した課題を抱えることが想定されるため、事務についての共通マニュアルの作成や事業者への対応を想定した「Q&A」等の作成についても検討を行う。

ウ 地方税徴収強化対策連絡会議における進捗確認

各市町村の税務担当課、県税務課、県市町村振興課、県税事務所の担当課長等による地方税徴収強化対策連絡会議において、各団体の取組の進捗確認や共通課題の協議を行う(年3回開催)。また、全体の取組に係る方針を決定するとともに、必要に応じて取組の見直し等を行う。

エ ワーキンググループによる検討

「個人住民税特別徴収推進に係る検討会」として、平成23年8月の第1回目の検討会を皮切りに、平成24年10月までに延べ7回に渡って会議を開催している。地方税徴収強化対策連絡会議が全団体の課長レベルの会議であり、全体的な方針を決定していくものであるのに対し、一部の市町と県税事務所の実務担当者等が集まり、より実務的な視点から課題を検討し、その結果を地方税徴収強化対策連絡会議の協議のために提供してきた。今後も諸課題に関する機動的な検討を行うために、必要に応じて、適宜、開催する。

④その他

ア 官公庁の非常勤職員等の特別徴収の推進

県や市町村等の官公庁で採用している非常勤職員等については、既に特別徴収への移行を完了している団体もあるものの、まだ、普通徴収による取扱いとしている団体も多い。官公庁においては、法令遵守の徹底が特に求められていることから、特別徴収の要件を満たす非常勤職員等

については、その適正実施の徹底に努める。

イ 各市町村の課税関係書類の様式検討等

特別徴収に係る各種届出等の様式については、各市町村毎の独自様式で運用しているものもあるが、それが事業者にとって円滑な納税事務を阻む要因になっていないか検証を行い、様式の修正や統一の必要性等について検討する。また、適正実施のために先行県が独自に導入した書式についても検証を行い、必要に応じて全県的な採用について検討する。

ウ 県と市町村の連携強化

個人住民税は、個人県民税と個人市町村民税からなるが、地方税法により、いずれも市町村が賦課徴収を行うこととされており、県は市町村が行う賦課徴収に関する事務の執行について必要な援助を行うこととされている。

特別徴収の適正実施に向けた取組は、その性質上、複数の市町村を跨ぐ広域的な課題であるため、県と市町村間、及び各市町村間相互における一層の連携強化が不可欠である。特に県税事務所においては、管轄する市町村と連絡を密にし、協働した取組を行う。

エ 課税部門と徴収部門の連携強化

特別徴収の適正実施の進展に伴い、特別徴収義務者数も増加することになり、徴収部門が行う滞納整理についても、個々の納税義務者への対応から、特別徴収義務者への対応へと転換していくことが想定される。このような場合にも、特別徴収義務者に対して法令に基づいた厳正な滞納処分を行っていくことが制度の実効性を高めるうえで不可欠であり、徴収部門の果たす役割は非常に重要となる。また、特別徴収の適正実施に向けた啓発・広報等においても、各部門の繁忙期には分担するといった相互協力も必要となるため、課税部門と徴収部門との連携を一層強化して取組を行う。

(6)スケジュール

年度	月	市町村	県	会議・研修等	備考	
24年度	11月	個人住民税特別徴収適正実施推進プラン決定			地方税徴収強化対策連絡会議	
		年末調整説明会での制度周知	税理士会等関係機関への協力依頼 (随時実施)			
	12月	事業者あて戸別訪問		市町村等実務担当者会議(様式検討…他)		
	1月	給与支払報告書の提出期限				
	2月	給与支払報告書(総括表)を元に事業者のデータ整理			地方税徴収強化対策連絡会議	
	3月				H24の取組状況及び課題の共有	
25年度	4月					
	5月	H25年度分個人住民税(特別徴収分)指定通知				
	6月					
	7月				地方税徴収強化対策連絡会議	
					H25の取組 計画確認	
	8月				市町村等実務担当者会議(予告通知…他検討)	
	9月	事業者あて戸別訪問 (次年度に向けた周知)			市町村等実務研修会	
	10月	指定予告通知発送準備				
	11月	特別徴収推進月間(制度周知の徹底)…年末調整説明会等での啓発強化、新聞・ラジオ広告等			地方税徴収強化対策連絡会議	
		事業者宛指定予告通知発送				
	12月				市町村等実務担当者会議(H26指定全般について)	
	1月	給与支払報告書の提出期限				
2月	指定に向けての準備			地方税徴収強化対策連絡会議		
3月				H26の具体的課税事務等について確認		
26年度	4月					
	5月	特別徴収指定通知発送				
	6月					
	7月				地方税徴収強化対策連絡会議	
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					

【広域媒体を利用した普及】一般向け十関係団体等向け